



令和7年度 小田原市 中小企業融資制度のご案内

- 1 小田原市中小企業融資制度について
- 2 補助制度について
- 3 その他金融支援について

..... お問い合わせ

小田原市役所 産業政策課 産業政策係
TEL0465-33-1555

.....

1 小田原市中小企業融資制度について

資金名	小田原市中小企業小口資金	
種別	通常枠	クイック枠
融資対象者	市内に工場、店舗等を有する※中小企業者で、次のいずれにも該当する者 ○市内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も引き続き市内で当該事業を営む予定のある者 ○市内に住所（法人にあっては、事業所の所在地）を有している者 ○市税の滞納がない者	
資金使途（※）	運転資金・設備資金	運転資金
融資限度額	3,000万円	300万円
融資利率	1.5%以内	1.7%以内
融資期間	運転資金は7年以内 設備資金は10年以内	5年以内
返済方法	割賦返済 据置期間6月以内（設備資金は1年以内） 繰り上げ償還可	割賦返済 据置期間6月以内 繰り上げ償還可
保証人	原則不要	
信用保証	原則必要	
申込先	横浜銀行小田原支店／静岡銀行小田原支店／スルガ銀行小田原支店 静岡中央銀行小田原支店／さがみ信用金庫／中南信用金庫 小田原第一信用組合／りそな銀行小田原支店／中栄信用金庫	

※借り換え目的の使用はできません。

*中小企業者とは・・・

下の業種ごとに、資本金（出資総額）の額が基準以下の方、または常時使用する従業員の人数（法人役員や家族従業員は含みません）が基準以下の方

- ① 卸売業 資本金（出資総額）1億円以下、または従業員100人以下
- ② 小売業 資本金5千万円以下、または従業員50人以下
- ③ サービス業 資本金5千万円以下、または従業員100人以下
- ④ 製造業その他 資本金3億円以下、または従業員300人以下

融資のご利用について

小田原市中小企業融資制度は、上記申込先に掲げる金融機関が取扱窓口となる間接融資です。ご相談及び申込は、お取引先の金融機関の融資担当窓口へお願いいたします。

なお、融資には所定の審査があるため、融資のご希望に添えない場合があります。

2 補助制度について

① 信用保証料補助制度について

市では、下記の対象融資を利用した方が、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度を設けています。

【補助対象者】

市税の滞納がない者で、市内に事業所等を有し、現に営業している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ、同一事業を営んでいる者）

【補助対象者融資と補助金額】

融資名称	補助金額
小田原市中小企業小口資金 (通常枠/クイック枠)	10万円を限度額として支払った額の全額
県制度融資のうち以下のもの ① 小規模事業資金 ② 小口零細企業保証資金 ③ 創業支援融資 ④ 事業振興融資	6万円を限度額として以下のとおり (1) 信用保証料額が 45,000 円以下の場合 → 全額 (2) 信用保証料額が 45,000 円を超える場合 → 支払った保証料額と 45,000 円との差額の 3 分の 1 に相当する額を 45,000 円に加えた額

※信用保証協会の利用については、神奈川県信用保証協会小田原支店（Tel 23-0138）にお問い合わせください。

※繰り上げ償還をし、信用保証協会から、支払った信用保証料の還付があった場合、補助金の一部について返還が必要となる場合があります。

② 利子補給金制度について

市内でこれから創業する者の融資への負担を減らし、スタートアップの支援をすることを目的に、神奈川県創業支援融資（創業特例）を利用する者に対し、利子支払額の一部を補助します。

【対象者】

- ◆市税の滞納がない者で、市内に事業所等を有し、現に営業している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ、同一事業を営んでいる者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けた者。
- ◆これから市内で創業を予定している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ同一事業を営む者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けた者。

【補給金額】

利子補給対象額のうち、年間 10 万円を上限とし、1 月 1 日から 12 月 31 日までの支払い利子額。
※100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

【補給期間】

利子の支払いを始めた日の属する月から起算して3年以内

※対象の神奈川県創業支援融資（創業特例）については、各金融機関又は神奈川県産業労働局金融課（045-210-5677）にお問い合わせください。

3 その他の支援について

① 小田原市経営改善相談窓口について

市では、市内中小企業者が抱えるさまざまな課題を解決するため、事業活動における相談を専門相談員が無料でお受けする経営相談窓口を設けています。予約の方を優先するため、下記問い合わせ先まで、ご連絡ください。

【日 時】 毎週木曜日 9時から17時まで（祝日除く）

【場 所】 小田原市役所4階 産業政策課

【問い合わせ先】 小田原市経営改善相談窓口 Tel 0465 (33) 1757

② セーフティネット保証について

セーフティネット保証（経営安定関連保証）とは、経営が不安定になっている中小企業者が、市町村から一定の要件を満たすことの証明を受けることで、通常の信用保証限度額とは別枠で最大2億8千万円を利用できる保証制度です。（融資の実行には、信用保証とは別に金融機関による所定の審査があります。）

【問い合わせ先】 小田原市産業政策課 Tel 0465(33) 1555
または神奈川県信用保証協会小田原支店 Tel 0465(23) 0138

③ 神奈川県中小企業制度融資について

神奈川県では、県内で事業を営む個人事業主を含む中小企業者等が必要とする事業資金（運転・設備資金）を、長期・低利で融資しているほか、経営相談・融資相談事業も行っています。

制度融資の限度額や金利、融資期間、担保・保証・信用保証の有無などは、神奈川県産業労働局金融課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 神奈川県産業労働局金融課（金融相談窓口） Tel 045(210) 5695

④ 小田原箱根商工会議所の支援について

小田原箱根商工会議所では、中小企業者のために、さまざまな支援事業を行っています。

◆経営相談事業・創業支援事業・事業承継支援事業 等

◆小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資

商工会議所の経営指導を、従前から原則6か月以上受けている方に、商工会議所の推薦により、担保も保証人も必要なく、低金利で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。推薦・融資には一定の条件があります。

【問い合わせ先】 小田原箱根商工会議所 Tel 0465(23) 1811